

令和 3 年

奥州市教育委員会会議録

第 11 回定例会 11 月 29 日招集

奥州市教育委員会

1 開会、閉会等に関する事項

開催日時 開会 令和3年11月29日（月）午後2時00分

閉会 令和3年11月29日（月）午後2時56分

開催場所 江刺総合支所 4階 特別会議室

2 出席委員の氏名

1 番 高 橋 勝 委員（教育長）

2 番 吉 田 政 委員（教育長職務代理者）

3 番 高 橋 キ エ 委員

4 番 及 川 憲太郎 委員

5 番 藤 田 登茂子 委員

3 説明のため出席した職員の職及び氏名

千葉昌教育部長、及川協一教育総務課長、佐藤克洋学校教育課長、菊池長学校教育課主幹、鈴木常義歴史遺産課長、佐々木靖郎協働まちづくり部生涯学習スポーツ課長

事務職員出席者：小山和彦教育総務課長補佐

4 本日の会議に付した事件（議事日程第1号）

第1 会期の決定

第2 教育長報告 (1) 生徒指導について

(2) 奥州市学校給食施設再編計画について

第3 議案第1号 令和4年度奥州市教育委員会定期人事異動方針について

第4 議案第2号 議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出に係る臨時代理処理に関し承認を求めることについて

5 会議の概要

開会、会議成立宣言、本日の会議日程について「議事日程第1号」により進めることを宣言、秘密会とする議決（教育長報告「生徒指導について」）、秘密会とした教育長報告「生徒指導について」は、学校ごと又は児童生徒の個々の状況に関わらない部分のみを公表することの議決、議案の審議

第1 会期の決定について

本日1日と決定。

第2 教育長報告

(1) 生徒指導について

※ 説明要旨及び質疑等の内容は非公開

(2) 奥州市学校給食施設再編計画について

詳細について、菊池学校教育課主幹が資料に基づき説明。

【要旨】

- ・ 計画の見直しは、奥州市学校給食施設再編計画策定委員会を5月から10月までの4回開催して取りまとめている。

今回は、この計画に係るパブリックコメントの結果について報告するもの。

事前配布資料の24ページ。パブリックコメントの結果について掲載している。1の意見公募は、公募期間が9月1日から9月21日まで、市のホームページなどで行った。2の意見提出状況は、提出者は2名、意見数は5件となっている。3の意見への対応区分と件数は、Aの計画へ反映させるものが1件、Cの計画等に反映させないものは1件、Dのその他、要望・意見・感想等が3件となっている。4の意見とそれに対する検討結果は、表のNo1が2棟目に建設する（仮称）奥州東学校給食センターがハザードマップの浸水域になっていることから、候補地としては不適當ではないかという意見だった。こちらについては、意見を踏まえて慎重に候補地を選定するというところで、計画推進の段階で反映させるものとしてAとしている。表のNo2は、新給食センターの建設場所が遠くなることによって食材のコストが高くなり、給食費に影響が出るのではという意見だった。こちらについては、現在も盛岡等他市町村から来る納入業者もあることから配送コストに影響が出るとは考えていないということで、Dの意見と区分している。No3は（仮称）奥州西学校給食センターと水沢小学校や水沢中学校の距離が遠すぎることからこの二つの学校を別の給食センターで作し、食数が4,500食から2,500食程度とした方が良いという意見だった。こちらについては、（仮称）奥州西学校給食センターと水沢小学校と水沢中学校の配送時間は16分以内であり、給食ができてから食べるまでの時間の目安である2時間以内であること、また、配食校を変えらるとなると江刺学校給食センターの食数を増やすこととなり、施設を増改築する費用が発生することから、それよりは新たな給食センターに費用を掛けることが適當ということで、Dの計画には反映させないものとしている。No4とNo5については、旧小山中学校付近の環境と、少子高齢化を見据えた構想に期待するという要望だった。今後、関係部署と調整を行い検討することとしどちらもDの要望・意見としている。

この内容は、第4回奥州市学校給食施設再編計画策定委員会において報告し、その結果をホームページに掲載している。

今後、この計画に基づいて基本構想を作成し令和7年中の新センター建設に向けて進めて行く。

【質疑等】

高橋委員：給食ができてから食するまでの間が2時間以内ということだが、現状における学校給食の配送時間及び子どもたちが食するまでの時間はどの位なのか。

菊池学校教育課主幹：配送時間は、江刺であれば、配送だけで30分かかるところや、学校と併設の給食調理場ではすぐに配膳できるところもある。最長でも50分から1時間で配送している。

高橋委員：資料 25 ページに記載の直線 13 分や 16 分とは、道なりでかかる時間ということか。

菊池学校教育課主幹：通常であれば、給食センターから複数の学校を経由して配送するものだが、記載の時間は、直接かかる時間を測ったもの。

及川委員：給食施設の建設スケジュールだが、最初に西を建設し、その後に東だったと思うが、東については江刺の中心を候補地として検討しているようだが、今後の統廃合も含めて検討しているのか。また現時点で新たな候補地はあるのか。なお、候補地選定に当たっての基準などはどの様に考えているのか。

菊池学校教育課主幹：資料 19 ページの図に示しているが、廃校となる学校は白抜きで表示しており、統廃合も含めて検討している。新たな候補地については、現時点では、記載の 3 か所のみである。ただし、パブリックコメントで意見のあったハザードマップに該当する箇所もあるので、慎重に検討していきたい。また、候補地選定にあたっての基準については、現時点では未定である。

及川委員：江刺学校給食センターは相当数経過している施設だと思うが、前倒しで動くことはないのか。

菊池学校教育課主幹：資料 16 ページに記載しているが、東については令和 14 年度としているが、令和 12 年度も検討することとしている。建設にあたっては、合併特例債の活用も見込んでおり、この活用期間が令和 12 年までと聞いている。こうした状況も含め、早急に検討するとともに修繕しながら様子を見ていきたい。

吉田委員：令和 33 年を統合の目標となっているが、資料 9 ページを見ると各施設とも耐用年数を相当数経過しているため、法的要件なども心配される。もっと早くすることはできないのか。

菊池学校教育課主幹：令和 33 年は東学校給食センターの耐用年数を目安として設定したもの。法的要件について、東水沢学校給食センターは比較的新しい施設なので、可能な限り使用していきたい。一方、子どもの人数が減少している状況も鑑み東学校給食センターで配食できるのであれば、早めに検討していきたい。

教育長：東水沢学校給食センターについては、施設、設備もまだまだ使用できる状況を踏まえ、今後も有効活用することとしており、出来る限り使っていきたい。食数が少なくなれば、2 つに集約できるし、そうでなければ、暫定的に 3 つで運営していく方法もある。必ずしも令和 33 年に 2 つになるとは限らないという提案である。

藤田委員：資料 17 ページに記載の都市公園エリアの区域変更とは具体的にどういうことか。

菊池学校教育課主幹：指摘の個所については、都市計画エリアとなっており、単純に給食センターを建設することはできない。用途指定エリアを単純に減らすのではなく、他に用途指定エリアを増やすことができれば、可能というもので、具体的には、隣接する弓道場は都市公園エリアとはなっておらず、この場所を都市公園エリアとし、プール個所を都市公園エリアから除外することができれば建設できるというもの。

以上で教育長報告を終わる。

第3 議案第1号 令和4年度奥州市教育委員会定期人事異動方針について
及川教育総務課長が議案を朗読、千葉教育部長が提案理由を説明した。

【提案理由】

- ・ 教育委員会に属する職員の定期人事異動方針の制定については、委員会の議決事項とされており、本案を提出するもの。令和4年度人事異動方針（案）は、奥州市長が示した人事異動方針に準拠しながら、経営資源といわれる「ヒト、モノ、カネ」に加え「情報」を最大限活用しながら、職員の能力と特性が十分に発揮できるよう、教育委員会として打ち出せる範囲の中で、「職場の活性化と協調が図られ、合理的かつ効果的な行政運営が行われるよう、適材適所の職員配置」、「情報教育推進及び学校再編へ向けた取組み等の重要課題へ対応するため、事務局各課等と各教育機関等との連携強化を図るとともに、事務事業の堅実な遂行のため各職場の業務内容等の精査と適正な人員配置の推進」、「教育機関等における資格職及び専門的職種の職員に係る積極的な異動の推進」の3点を、当委員会の方針とすることを提案するもの。

【質疑等】

なし

討論なし。

採決の結果、原案のとおり承認することに全員異議なし。

原案可決。

第4 議案第2号 議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出に係る臨時代理処理に関し承認を求めることについて

及川教育総務課長が議案を朗読、千葉教育部長が提案理由及び補足説明を行った。

【提案理由】

- ・ 令和3年第4回奥州市議会定例会において、市議会の議決を経るべき事件の議案を作成することについて、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定により、市長から当委員会の意見を求められたが、教育委員会を招集するいとまがなかったことから、「教育長に対する事務委任等に関する規則」の規定に基づき臨時代理処理を行っている。具体的に申し上げますと、資料No.1 事前配布資料の30ページに示したとおり、市長に対し意見の回答を行っている。ついては、この処理に対し、同規則の規定により当委員会の承認を求めるため、本案を提出するもの。

【補足説明】

- ・ 令和３年第４回 奥州市議会定例会に市長が提案する議案のうち、教育委員会に関するものは、議案が２件となっている。
- ・ 始めに、市議会議案第１９号「衣川歴史ふれあい館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」についてであるが、令和４年３月３１日で期限が満了となる衣川歴史ふれあい館の指定管理者の指定に係るもので、指定管理者に、一般社団法人 奥州市観光物産協会、指定管理期間は、令和４年４月１日から令和５年３月３１日までとするもの。
- ・ 次に、市議会議案第２１号「令和３年度奥州市一般会計補正予算（第９号）」について、資料は３６ページから５２ページまで。今回の補正は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う修学旅行キャンセル料等補助金、統合小学校（玉里小学校）の改修に係る実施設計委託料の計上など、所用の補正を行うもので、資料３９ページに示しているが、１０款教育費に関しては、歳出を７６０万７千円減額し、予算総額を４５億９６８万４千円とするもの。

【質疑等】

高橋委員：修学旅行キャンセル料補助金の内容について伺いたい。

菊池学校教育課主幹：概要について説明する。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、市内小中学校の修学旅行を延期した学校がある。現在は、感染状況も落ち着いており、修学旅行を実施しているところ。当初計画していたものを延期したり計画変更に伴う企画料のキャンセル料を対象としているほか、場所変更に伴う２０％のキャンセル料を対象としている。補助は、保護者及び教職員の経済的負担を無くす目的で実施するもの。対象となる学校は７校。対象人数は、児童生徒が７３１人。教職員が５９人。見込み額は１６０万６千円を計上。

教育長：ほとんどは中学校で、当初東京方面を予定していたが、これを東北方面に変更したことにより発生したキャンセル料に対し補助するもの。また、東北から県内にしたものは行き先が変更となりキャンセル料が発生した。

討論なし。

採決の結果、原案のとおり承認することに全員異議なし。

原案可決。

閉会